



28 都市建第 196 号
平成 28 年 5 月 13 日

建設業等関連団体 代表者 様

東京都都市整備局
市街地建築部建設業課長



都市整備局市街地建築部建設業課のフロア仮移転について

日頃、建設業指導行政への御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。
都庁舎の改修工事に伴い、建設業課の執務室と窓口が下記のとおり仮移転します。
ご来庁の際にはご不便をおかけし申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願い
いたしますと共に、貴各団体の皆様への周知をお願いいたします。

記

1 仮移転期間

平成 28 年 7 月 4 日 (月) から平成 28 年 11 月 18 日 (金)

※平成 28 年 11 月 21 日 (月) からは、現在と同じ第二庁舎 3 階南側に戻り移
転を予定しています。

2 仮移転先

組織名称	仮移転前		仮移転先
建設業課 (建設業許可窓口・相談コーナー・解 体登録窓口・浄化槽登録窓口・住宅瑕 疵担保届出・諸証明書発行・建設業者 及び解体業者書類閲覧 等業務全般)	第二本庁舎 3 階南	⇒	第二本庁舎 24 階南 (赤色又はオレンジ色 のエレベータにお乗り ください)

※経営事項審査会場のみについては、仮移転期間中は現行 (第二本庁舎 20 階北)
のままですが、仮移転終了後の平成 28 年 11 月 21 日 (月) から、第二本庁舎 3
階南に移転する予定です。

3 連絡先

電話番号及びファクシミリ番号については変更ありません。

(問い合わせ先)

市街地整備部建設業課事務担当 藤、中山
03-5388-3351 (直通)